

今回の少子化対策（次世代育成支援対策）の経緯

少子化対策（次世代育成支援対策）の経緯

- 14年1月 ○新しい将来推計人口の公表
- ・少子化の主たる要因として、晩婚化に加え、「結婚した夫婦の出生力そのものの低下」という新たな傾向が認められる。
 - ・今後も少子化がより一層進展するとの見通し
- 14年5月 ○少子化対策に関する総理指示
- ・少子化の流れを変えるための実効性のある対策を検討するよう厚生労働大臣に指示
- 14年8月 ○厚生労働部会少子化問題小委（根本匠委員長）提言
- 14年9月 ○「少子化対策プラスワン」を厚生労働大臣から総理に報告
- ・少子化の流れを変えるため、従来の取組に加え、もう一段の少子化対策を推進
 - ・立法措置を含め、総合的かつ計画的に推進
- 15年3月 ○「政府における当面の取組方針」の取りまとめ（少子化対策関係閣僚会議）
- 次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法改正法案（閣議決定）

※ 少子化社会対策議員連盟（中山太郎会長）により平成11年に議員立法として提出された「少子化社会対策基本法案」が継続審議中。

日本の将来推計人口（平成14年1月推計）について

1. 将来人口推計

- 国立社会保障・人口問題研究所においては、直近の国勢調査人口を基準として、5年ごとに我が国の将来人口推計を行っている。
- 今回、平成12年国勢調査人口に基づき、2050年までの新しい人口推計（前回推計は、平成9年1月）を行ったもの。

2. 今回の推計結果の特徴

(1) 少子化が一層進展する。(合計特殊出生率の低下)

	今回中位推計 (2050年)	現在の状況 (2000年)	(参考) 前回中位推計 (2050年)
合計特殊出生率	1.39	1.36	1.61
平均初婚年齢(女性)	27.8歳	24.4歳	27.4歳
夫婦の完結出生児数	1.72人	2.14人	1.96人
生涯未婚率(女性)	16.8%	4.9%	13.8%
出生児数	67万人	120万人	81万人

※合計特殊出生率：一人の女性が一生(15~49歳)の間に産む子供の数

※夫婦の完結出生児数：結婚した夫婦が生涯に産む子供数

※平均初婚年齢、夫婦の完結出生児数、生涯未婚率については、「今回中位推計」は1985年生まれ、「現在の状況」は1950年生まれ(ただし、夫婦完結出生児数のみ1948~52年生まれ)、「前回中位推計」については、1980年生まれの者の数値である。

○ 出生児数の推移（中位推計）

（単位：千人）

年次	出生数	年次	出生数	年次	出生数
2001年	1,194	2019年	928	2037年	778
2002年	1,183	2020年	914	2038年	770
2003年	1,170	2021年	902	2039年	761
2004年	1,154	2022年	891	2040年	753
2005年	1,137	2023年	880	2041年	744
2006年	1,119	2024年	871	2042年	735
2007年	1,102	2025年	863	2043年	726
2008年	1,085	2026年	855	2044年	717
2009年	1,069	2027年	847	2045年	708
2010年	1,055	2028年	840	2046年	700
2011年	1,041	2029年	834	2047年	691
2012年	1,027	2030年	828	2048年	682
2013年	1,013	2031年	821	2049年	674
2014年	999	2032年	815	2050年	667
2015年	985	2033年	808		
2016年	971	2034年	801		
2017年	956	2035年	794		
2018年	941	2036年	786		

○ これまでは、少子化の原因は、晩婚化であり、結婚した夫婦の出生児数は減少しないと見ていたが、今回の推計においては、晩婚化に加えて、結婚した夫婦の出生児数が減少するという新しい傾向が認められた。

○ この新しい傾向については、その背景として、次のような経済・社会的要因が考えられるという意見が、人口部会の各委員から出されている。

- ・ バブル経済崩壊の影響
- ・ 都市部で働く女性の増加（夫婦とも就業、夫婦のみ世帯の増加）
- ・ 女性の高学歴化（大学卒）の進展

(2) 高齢化が一層進展する。(平均寿命の伸長)

	今回中位推計 (2050年)	現在の状況 (2000年)	(参考) 前回中位推計 (2050年)
65歳以上人口割合	35.7%	17.4%	32.3%
平均寿命 (男)	80.95年	77.64年	79.43年
(女)	89.22年	84.62年	86.47年

(3) 総人口のピークは2006年の12,774万人(前回推計では2007年の12,778万人)

	今回中位推計	(参考) 前回中位推計
2000年	12,693万人	12,689万人
ピーク	12,774万人 (2006年)	12,778万人 (2007年)
2050年	10,059万人	10,050万人

3. 諸外国との比較

(1) 出生率(2000年)

- 日本(1.36)は、ドイツ(1.36)と同じであり、米国(2.13)、イギリス(1.65)、フランス(1.89)より低い
が、イタリア(1.23)、スペイン(1.24)に比べ高い。
- しかし、ドイツは反転上昇しているものの、日本
は、スペイン、イタリアと同様一貫して低下してい
る。

(2) 高齢化率(2005年)

- 日本(35.7%)は、イタリア(35.9%)、スペイン
(37.6%)と同様、高い高齢化率が見込まれている。
- 一方、フランス(26.7%)、イギリス(27.3%)などは
20%台に止まると見込まれている。

これからの少子化対策の在り方に関する提言

平成14年8月23日
自由民主党厚生労働部会
少子化問題小委員会
委員長 根本 匠
事務局長 佐藤 勉

基本的考え方

- 子育て家庭支援を世代継続のための国家戦略と位置付ける。
- 家庭を持つことや子どもを育てることの喜びや価値を国民一人ひとりが強く感じることができる社会の実現を目指す。
- 子どものしあわせを第一に考え、子どもたちが健やかに成長し、そして、自立できるよう、地域全体で子育てを支援する。
- 食や性の問題、児童虐待など、現にある子どもの危機的状況を正確に認識し、その対策に積極的に取り組む。
- 地域の状況の違いを認識し、地域ごとの良さを活かしたきめ細かな施策の推進を支援する。
- 性差を否定するような行き過ぎたジェンダーフリーなどの考えが少子化対策に与える悪影響を排す。

家庭における子育てを大切にする

○子育て不安を解消

子育て中の親子が気軽に交流できる「つどいの広場」の全国的な展開や子育て相談等に応じる「地域子育て支援センター」を機能強化。また、妊娠中・産後の女性の育児・養育に対する不安を軽くするための取組の強化。

○子育ての喜び・意義を実体験

子どもたちと赤ちゃんのふれあう機会を創出し、母性・父性の涵養や子どもたちの健全育成を推進。

○地域における子育てパワーの強化

- ・ 昨年の児童福祉法改正によりその位置づけを大きくした児童委員や保育士、さらには助産師、保健師など地域の人材を子育て支援のために改めて養成・活用する。
- ・ 子育てサークルの活動支援や地域における子育て支援のための資源のネットワーク化を図る。
- ・ 地域の様々な子育て支援情報の総合的な提供やサービスのコーディネート機能を創設する。

○家庭の変化に的確に対応

ひとり親家庭の増加など家庭の変化に対応したきめ細かな子育て支援サービスを展開。

○父親と子どもの絆を深める

家庭や子育てにおいて父性とその役割を積極的に果たせるよう意識啓発や環境整備を推進。

真に必要な保育サービスの展開

○待機児童ゼロ作戦の推進

保育所の受入児童数の増大、送迎保育ステーションの整備、幼稚園の預かり保育等の推進、認可外保育施設の認可化促進を実施。

○多様な保育サービスの充実

親の就労形態の多様化（パートの増大等）に伴い、子どもの保育需要が変化しており、これに対応するため、週に2、3日程度、あるいは午前か午後のみ必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスを創設するとともに、使いやすい一時保育を推進し、家庭における子育て支援ニーズに的確に対応。

子育てを重視する職場への抜本的な転換

○家庭における子育て時間の確保

- ・家庭を大切にす視点から男性を含めた日本人全体の働き方・企業風土を大胆に改革。
- ・父親を含めた育児休業の取得促進、看護休暇制度や子育て期間中の勤務時間短縮制度の普及のための具体的な目標の設定と目標達成のための施策の総合的な展開。

○多様な働き方の実現

多様就業型ワークシェアリング、パート、派遣、在宅就労など、子育て家庭のニーズに応じた多様な働き方を実現するため、例えば短時間正社員制度の普及など雇用環境の整備や先駆的・モデル的事業の促進・支援。

子どもの健康・安全をまもる

○「食育」「性育」「いいお産」

食事を通じた家族形成や健全育成（食育）、望まない妊娠への対応を含めた性に関する理解促進・愛情形成（性育）、安全で快適なお産（いいお産）のための施策を実施。

○児童虐待防止対策の充実

児童相談所の相談体制の強化や虐待を受けた児童に対する適切な保護の実施など虐待の発生前、発生時、発生後における総合的な対策を強化する。

子育ての価値・意義を社会的に評価する

○子育てバリアフリー社会の実現

妊婦や子連れ家族が安心して外出できるまちづくり、子連れ家族の利用に配慮（一時預かりの実施、授乳コーナーの設置など）した施設の普及、子育てしやすい住宅の整備に、官民あわせて取り組む。

○多子家庭支援プログラム（プライオリティ・システム）

公共交通機関や劇場などで子連れ家族を優先的に入場させたり、公共サービスの料金体系について多子世帯への優遇措置を検討する。

○子育てを評価する制度の構築

子育てを評価する負担や給付の在り方（税制や社会保障制度）について検討を進める。特に平成16年に行われる年金制度改革にこの観点を盛り込む。

少子化対策を地域から発信する

○地域の状況に応じた取組の推進

少子化の地域格差の要因についての研究を進め、都市部、農村部等地域の特性に応じた施策を推進する。

子どもと子育て家庭のためのプログラム23

平成14年8月23日

公明党少子化対策本部

本部長 福島 豊

I 地域ですべての 子育て家庭を支援します。

すべての子育て家庭を支援するための具体的な取組を進めていきます。この中で地域で活動するNPOを支援・強化し、子育て家庭を支援する地域の人材の確保を図ります。

(1) 子育て支援や健全育成のための新たな事業を積極的に展開します。

- ・ 虐待予防や非行予防などのために、中高生が子どもや赤ちゃんとふれあう事業（出会い・ふれあい事業）や子育て支援マップの作成など新たな事業を市町村を中心に、NPOなど地域の様々な人たちとの協働によって実施します。

(2) つどいの広場事業を全国的に広げます。

- ・ つどいの広場事業をさらに全国的に展開し、子育て家庭の交流や居場所の確保を推進します

(3) 児童委員等地域の子育て支援人材を計画的かつ大幅に増やし、子育て家庭を応援します。

- ・ 主任児童委員や児童委員が中心になって、子育てサポーター

や母子保健推進員等地域の人材と協力しながら、子育て支援を展開できるよう、市町村におけるネットワークを作ります。また、中長期的にこうした人材の100万人体制（1人が20人の子どもの顔と名前を！）を目指します。

(4) 子育てNPOの活動を支援します。

- ・ 子育て家庭を支援するNPOが積極的に活動できるよう、子育てNPOの人材の養成、ネットワーク化、活動場所の提供などを実施します。

(5) みんなの育児を支援する地域子育て支援センター等を拡充します。

- ・ 地域子育て支援センターについて駅前や商店街などの利便性の高い場所に積極的に整備するとともに、事業を拡充します。
- ・ また、ファミリーサポートセンターをさらに計画的に増設します。

Ⅱ とも働き家庭などの 子どもを育みます。

(6) 待機児童対策を推進します。

- ・ 平成14年度に引き続き、およそ5万人の保育所児童の受け入れ増を図り、都市部の保育所入所待機児童の解消を目指します。

(7) 夕方以降など多様な保育サービスへのニーズに対応します。

- ・ 多様な保育ニーズに応えるため、延長保育、一時保育、保育ママなどの充実を図ります。
また、保育サービスの柔軟化を進め、家庭での育児が可能な時間には、親子の愛着形成を促進するため家庭での育児を進める方策を検討します。

(8) 駅前など利便性の高い保育所の設置を拡大します。

- ・ 送迎保育ステーションの整備、駅前保育サービス提供施設の整備を推進し、さらに使いやすい保育所を目指します。

(9) 放課後児童クラブを充実します。

- ・ 放課後児童クラブについては、小規模クラブの設置を含め、平成16年度までに15,000か所となるよう約1,000か所の増加を図ります。また、放課後児童クラブ事業と障害者通園事業との連携を図るなど、障害児対応を充実します。

(10) 病後児保育の充実

- ・ 病後児保育（乳幼児健康支援一時預かり事業）の設置数を計画的に増加させます。

Ⅲ 子どもと家庭を危機から守り、救います。

(11) 食の問題に取り組みます。

- ・ 危機的な子どもの食の状況の改善、食を通じた家族形成や人間性の育成に取り組んでいきます。

(12) 性の問題に取り組みます。

- ・ 10代の人工妊娠中絶や性感染症の増大に対し、性に関する正しい知識に基づいた思いやりのある行動が取れるよう取り組んでいきます。

(13) 児童虐待防止対策の充実

- ・ 児童虐待を防止するため、児童相談所等の体制、専門性を強化するとともに、子どもと家庭に関わるあらゆる機関等の協働による予防、早期発見、早期対応、適切なケアという一貫したネットワークをすべての地域で展開します。

(14) 被虐待児童のケアを充実します。

- ・ 被虐待児のこころの治療と家庭的養育の充実を図るため、専門里親等里親の普及を強力に進めるとともに、施設におけるケアの内容の向上を図ります。

(15) 児童養護施設等の機能を地域に向けて開放し、子どもの危機に対応します。

- ・ 児童の入所施設が、地域の子育ての拠点として、子育ての相談、子育て支援短期利用事業、保育サービス、放課後児童クラブ、里親の支援などのサービスを提供するようにします。

IV ひとり親家庭の自立を応援し、 子どもの成長を守ります。

母子寡婦福祉法等改正法案の早期成立を図った上で、次の対策を強力に進めます。

(16) 生活を支援します。

- ・ ひとり親家庭の子育てを支援するため、保育サービスやヘルパーを充実します。母子家庭が住居の問題で困らないように、公営住宅の優先入居を進めるとともに、公的な家賃保証を充実します。
- ・ また、母子生活支援施設の機能を大幅に拡充するとともに、容易に設置できるようサテライト型の施設整備を目指します。

(17) 就労を支援します。

- ・ 母子家庭のお母さんの就労のため、カウンセリング、能力開発、就労あっせんの一貫した体制をつくります。また、職場の開拓を充実します。

(18) 養育費の確保を支援します。

- ・ 別れた親からの養育費を確保するため、養育費取り決めのガイドラインの作成、相談の機会の拡充、情報の提供を実施します。また、取り決めの実行を担保するための法的な整備を行います。

V 子どもの医療を確保します。

なかでも長期に重い病気の子どもをもつ家庭を強力に支援します。

(19) 慢性疾患をもつ子どものために家庭と家計を応援します。

- ・慢性疾患を持つ子どもが、長期にわたり継続的な医療が安心して受けられるよう、経済的・精神的な負担を軽減するため、安定した福祉の制度を構築します。

(20) 小児医療体制を充実します。

- ・小児医療救急体制の着実な整備や小児科専門医の養成を図るとともに、子どもの医療費負担の軽減の検討を行い、小児がいつでも安心して医療サービスを受けられることができる体制の整備を図ります。

(21) 周産期医療などを充実するとともに、女性外来の整備を進めます。

- ・周産期医療体制の整備や不妊専門相談センターの充実を図るなど、出産を望む女性に対する医療を支援するとともに、女性外来の整備を進めます。

VI 子どもと家庭にやさしい 働く環境を整備します。

現在1歳までの育児休業期間の延長を検討していきます。

- ・現在1歳までとなっている育児休業を「1歳になった年の年度末まで」延長し、スムーズな保育所入所につなげるなど制

度の改善を検討していきます。また、特に男性の育児休業取得が促進されるよう、総合的な対策を講じます。

(22) 子どもの看護のための休暇をとりやすくします。

- ・ 昨年の育児介護休業法の改正で事業主の導入の努力義務が規定された「子の看護のための休暇」を必ずとれるよう法整備を計画的に進めていきます。

平成14年9月少子化社会を考える懇談会「中間取りまとめ」
『子どもを育てたい、育てて良かったと思える社会をつくる～いのちを愛おしむ社会へ』
(要旨)

なぜいま「少子化社会」を考えるのか

「いのちあるものと共に生きる喜び」、「夫婦の出生力の低下という新たな現象」、「これまでの少子化対策の評価」を踏まえ、少子化への対応を一層進めていくためには、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「若い世代の自立支援」といった分野にも重点を置き、その充実強化が必要。

どのような社会を目指すのか

- 多様な生き方が可能になる社会
- 子どもを育てたい、育てて良かったと思える社会
- 子育てという選択をする生き方が不利にならない社会
- 子どもや若い世代の成長と自立を支援する社会
- 子どもも大人も生き生きと暮らせる、活力ある社会

少子化社会への対応：4つのアピールと10のアクション

1. 男性を含めた働き方の見直し、「仕事と生活時間のバランス」のとれる働き方を実現する。

- ①多様な働き方が可能な社会の仕組みに変える。
- ②ファミリー・フレンドリー企業に優秀な人材が集まる。

2. 子育てという選択をする生き方が不利にならないよう、「育児の社会化」を進め、企業・地域・政府がこぞって子育て家庭を支援する。

- ③地域において子育て支援のための幅広いネットワークをつくる。
- ④子育てバリアフリーを推進する。
- ⑤子育て支援は妊娠・出産からはじまる。
- ⑥社会保障などにおける次世代を支援する。

3. 「家庭を持って子育て」という生き方にも「挑戦」できるよう、若い世代の成長・自立を支援する。

- ⑦子どもの「生きる力」を育てる。
- ⑧若い世代が子どもや家庭を知り、子どもとともに育つ機会をつくる。
- ⑨若い世代の親離れを進め、自立して家庭を持つための基盤を整備する。

4. 少子社会への対応を進め、活力ある「老若男女共同参画社会」を実現する。

- ⑩少子社会を活力ある社会にする。

「企業のトップ」「地域の人たち」「政府関係者」に対するメッセージ